

## 工 法廷におけるメモ行為

法廷でメモを取る自由は、21条の精神に照らして尊重されるべきであり、裁判の運営を妨げる特段の事情がない限り、妨げられてはならない。

ただし、裁判所の裁量は広く認められ、レペタ法廷メモ訴訟において、法廷内のメモの禁止は適法とされた。



### 判例 レペタ訴訟（最大判平元.3.8）

米国弁護士のレペタ氏が日本の裁判を研究するため法廷でメモを取ろうとしたが、裁判長が法廷警察権に基づいてメモを取る行為を禁止した。そこで、レペタ氏は、この措置が憲法21条等に違反するとして、国家賠償法に基づき損害賠償請求訴訟を提起した。

#### 争点

傍聴人のメモを取る行為は、憲法21条により保障されるか？

#### 判旨

筆記行為は、一般的には人の生活活動の一つであり、生活のさまざまな場面において行われ、極めて広い範囲に及んでいるから、そのすべてが憲法の保障する自由に関係するものということはできないが、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならない。裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである。もっとも、情報等の摂取を補助するためにする筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限または禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない。メモを取る行為がいささかでも法廷における公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げる場合には、それが制限または禁止されるべきことは当然であるが、傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ないのであって、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべき



#### CHECK

##### レペタ訴訟について

レペタ訴訟（最大判平元.3.8）において、メモを取る自由が「尊重される」というのは、権利として「保障される」とまではいえない、ということです。そして、裁判長の法廷警察権には広範な裁量が認められていることを根拠に、結局、レペタ氏の請求は棄却されました。

もっとも、現在では、傍聴人のメモの採取は、レペタ訴訟判決の趣旨に沿った取扱いがなされています。

であり、それが憲法21条1項の規定の精神に合致するものといふことができる。

## (2) 営利的表現の自由

広告のような営利的表現についても、広告を通じて一般大衆がさまざまな情報を受け取ることの重要性にかんがみ、一般に、表現の自由として保護されると考えられている。

判例は、あん摩師はり師きゅう師及び柔道整復師法の定める広告制限につき、「虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わす虞」を防止するために、「国民の保健衛生上の見地から、公共の福祉を維持するためやむをえない措置として是認されなければならない」として、憲法21条に反しないとしている（最大判昭36.2.15）。

## (3) 性表現、名譽棄損的表現

性表現、名譽毀損的表現は、刑法で処罰されるものであって、従来、憲法で保障された「表現」の範囲に属さないと考えられてきた。

しかし、今日では、いずれも表現の自由に含まれるとしたうえで、最大限保護の及ぶ「表現」の範囲を画定していくとする立場が有力である。

名譽毀損的表現は、とくに公人（政治家）がその対象となっている場合、国民の知る権利とも関わる重要な問題となる。

判例は、名譽毀損罪に関する刑法230条の2を表現の自由と名譽権を調整する規定と捉えたうえで、「たとい刑法230条の2第1項にいう事実が真実であるとの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があったときは、犯罪の故意がなく、名譽毀損の罪は成立しない」としている（夕刊和歌山事件／最大判昭44.6.25）。これは、表現の自由と名譽権を衡量した結果を刑法230条の2の解釈に反映させることを通じて、表現の自由の保障を拡大しようとするものである。刑法230条の2の趣旨は、民事上の不法行為としての名譽毀損についても妥当するとされている（最判昭41.6.23）。

なお、公人でない者に対する名譽毀損的表現の場合は、名譽権が重視される（「石に泳ぐ魚」事件（最判平14.9.24）参照）。

## (4) 放送の自由

現代では、情報技術の発達に伴い、表現媒体として電波・電気通信を使う形態が登場している。これらを使った表現活動も憲法21条の「一切の表現の自由」として憲法上の保障が及ぶ。

しかしながら、放送事業については、その周波数帯の希少性及び放送の影響力の強さを根拠に、「政治的に公平であること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などの内容規制が設けられている（放送法4条等）。



<参照：刑法230条1項>

公然と事実を掲示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

<参照：刑法230条の2>

1 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。



表現活動による他人の名譽の侵害について

表現活動が他人の名譽を侵害する場合、判例は、「その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、掲示された事実がその重要な部分において真実であるとの証明があるとき、又は真実であるとの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しない」としています（最判昭41.6.23）。